解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

富山県滑川市寺家町一〇四番地
財団法人滑川市青少年婦人研修センター
代表清算人　久保　眞人

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十月十五日、長野県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

長野県伊那市下新田三〇五〇番地
伊那市土地開発公社
代表清算人　酒井　茂

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月二十八日和歌山県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

和歌山県東牟婁郡串本町西向八四二番地
財団法人重畳山靈地維持保存財団
代表清算人　山崎　幸一

解散公告（第二回）

当厚生年金基金は、平成二十五年九月三十日確定給付企業年金法第一一一条の規定により解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

福岡県北九州市八幡東区大字枝光一九五〇番地の一〇
山本工作所厚生年金基金
清算人　岡田　裕二

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年九月三十日福井県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

福井県越前市府中一丁目一三番七号
越前市土地開発公社
清算人　山内　和芳

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月三日総代全員の同意及び責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

兵庫県神戸市灘区下河原通四丁目三番三号
宗教法人神道大教天照分教会
清算人　木邑紀代子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

島根県隠岐郡隠岐の島町西町大城ノ三・一六番地二
財団法人西郷老人会館
代表清算人　小笹　計

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月十四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

福岡県柳川市新船津町二七番地
宗教法人玉泉寺
清算人　谷川　和美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月十九日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

大分県中津市三〇七番地
宗教法人中津堀川教会
清算人　山本　隆信

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月十九日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

大分県中津市大字角木三六四番地
宗教法人海藏寺
清算人　山本　隆信

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月十九日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

大分県豊後大野市三重町本城五六九番地
宗教法人圓通寺
清算人　山本　隆信

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月十九日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

大分県豊後大野市三重町井迫二二二三番地
宗教法人瑞泉寺
清算人　山本　隆信

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月十九日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

大分県臼杵市大字海添二四九八番地
宗教法人水前寺
清算人　山本　隆信

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月十九日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

大分県玖珠郡玖珠町大字山田三二七七番地
宗教法人洪樟寺
清算人　山本　隆信

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年八月二十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

沖縄県島尻郡久米島町字比嘉九七番地四
財団法人久米島農業開発組合
清算人　平良　朝幸

第15期決算公告　平成25年11月5日

札幌市中央区北四条西一丁目4番1号
株式会社ポンポン製菓
代表取締役　高橋　明

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	177,400
	固定資産	1,780,096
	合計	1,957,496
負債及び純資産の部	流動負債	49,492
	固定負債	2,400,000
	株主資本	△491,995
	資本金	100,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△616,995
	利益準備金	63,863
	その他利益剰余金	△680,858
	（うち当期純損失）	(27,226)
	合計	1,957,496